

○農林水産省令第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(移動の制限)</p> <p>第五条 次に掲げるもの(以下「移動制限植物等」という。)は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認められる旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合)であつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員)が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>二、四 (略)</p> <p>(廃棄の措置)</p> <p>第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合)であつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。</p>	<p>(移動の制限)</p> <p>第五条 次に掲げるもの(以下「移動制限植物等」という。)は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認められる旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合)であつては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員)が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>二、四 (略)</p> <p>(廃棄の措置)</p> <p>第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合)であつては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。</p>

別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

、北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉	、北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里
---	---

附 則

この省令は、平成二十九年 月

日から施行する。